

【議題】介護保険施設等の整備計画について

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- （１）社会福祉法人ふたば福祉会から、介護老人福祉施設（定員１０名増）の指定について事前相談票が提出された。

法 人 名	社会福祉法人ふたば福祉会
法 人 所 在 地	瀬戸市西山町一丁目４６番地１８
整 備 予 定 地	瀬戸市西山町一丁目４６番地１８
整 備 予 定 定 員	１０名増（６０名→７０名）
開 所 予 定	令和７年１月

- 介護老人福祉施設の令和６年度整備枠は２４名であり、今回の整備予定定員はその範囲内である。
- 本計画については、瀬戸市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第４第三号の規定に基づき開催した「尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）において、圏域内の全市町（５市１町）の了解が得られている。

- （２）社会福祉法人勅使会から、介護老人福祉施設（定員１０名増）の指定について事前相談票が提出された。

法 人 名	社会福祉法人勅使会
法 人 所 在 地	豊明市沓掛町勅使８番地１０５
整 備 予 定 地	豊明市沓掛町勅使８番地１０５
整 備 予 定 定 員	１０名増（８０名→９０名）
開 所 予 定	令和６年９月

- 介護老人福祉施設の令和６年度整備枠は２４名であり、今回の整備予定定員はその範囲内である。
- 本計画については、豊明市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第４第三号の規定に基づき開催した「尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）において、圏域内の全市町（５市１町）の了解が得られている。

(3) 社会福祉法人愛知たいようの杜から、介護老人福祉施設（定員 4 名増）の指定について事前相談票が提出された。

法 人 名	社会福祉法人愛知たいようの杜
法 人 所 在 地	長久手市根嶽 1 2 0 1
整 備 予 定 地	長久手市根嶽 1 2 0 1
整 備 予 定 定 員	4 名 増（5 6 名→6 0 名）
開 所 予 定	令和 6 年 1 1 月

- 介護老人福祉施設の令和 6 年度整備枠は 2 4 名であり、今回の整備予定定員はその範囲内である。
- 本計画については、長久手市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 4 第三号の規定に基づき開催した「尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）において、圏域内の全市町（5 市 1 町）の了解が得られている。

2 混合型特定施設入居者生活介護

医療法人財団愛泉会から、混合型特定施設入居者生活介護（定員 1 7 名増）の指定について事前相談票が提出された。

法 人 名	医療法人財団愛泉会
法 人 所 在 地	日進市米野木町南山 9 8 7 番地の 3 1
整 備 予 定 地	日進市米野木台四丁目 8 0 1 番地
整 備 予 定 定 員	1 7 名（整備枠 1 1 名：新設）
開 所 予 定	令和 6 年 9 月

- 混合型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者に限られていないので、施設定員の 7 割を整備枠として設定する。
- 本計画の整備予定定員は、令和 6 年度の整備枠 1 7 名の範囲内である。
- 本計画については、日進市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 4 第三号の規定に基づき開催した「尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）において、圏域内の全市町（5 市 1 町）の了解が得られている。